

十八 「高速道路等」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。

第二十二条第二項中「旅客自動車運送事業用自動車」の下に「の座席」を、「幼児専用車」の下に「幼児用」を加え、同条第四項中「乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 乗車定員が十一人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限り。）

二 貨物の運送の用に供する自動車

第二十二条の三第一項の表を次のように改める。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるものの自動車 イ 乗車定員十人未満の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のも（第三号に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて、前向きもの（以下この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）
二 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（前号ロ及び次号に掲げるものを除く。）	前向き座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
三 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限り。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
四 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のも	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
五 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

第二十二条の五の見出し中「装置」の下に「等」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を二個以上備えなければならない。

2 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第三十九条の二第一項中「専ら乗用の用に供する」を「次に掲げる」に改め、であつて乗車定員十人未満のもの」を削り、同項に次の各号を加える。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの

二 貨物の運送の用に供する自動車（パン型の自動車に限る。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの

第四十七条第一項第六号中「第八条」を「第十一条」に改める。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（自主防犯活動用自動車）

第四十九条の三 自主防犯活動用自動車（地方公共団体その他の団体が自主防犯活動のため使用する自動車であつて告示で定めるものをいう。次項において同じ。）には、青色防犯灯を備えることができる。

2 青色防犯灯は、当該自動車が自主防犯活動用自動車であることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 青色防犯灯は、その性能を損なわれないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二十三条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項に次の二号を加える。

二十五 道路運送車両の保安基準第四十九条の二の規定により灯火を備える自動車にあつては、その旨

二十六 道路運送車両の保安基準第四十九条の三の規定により青色防犯灯を備える自動車にあつては、その旨

（装置型式指定規則の一部改正）

第三十三条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第十二号中「座席」の下に「専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限り。」を加え、同条の次に次の一号を加える。

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限り。）

第二十三条の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

第五十条中